

令和4年大和市農業委員会第7回総会議事録

令和4年7月26日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	10番 遠藤一直委員
2番 柏木明委員	11番 田邊義之委員
3番 渡邊カク委員	12番 木村賢一委員
4番 青木裕一委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員
9番 眞壁浩二委員	

2. 本日の欠席委員

5番 小川道子委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	諸報告
日程第 3	報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 4	報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 日程第 5 報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第 6 報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による使用貸借権設定の届出について
- 日程第 7 報告第 27 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 8 報告第 28 号 非農地証明について
- 日程第 9 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による使用貸借権設定の届出について
- 報告第 27 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第 28 号 非農地証明について
- 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

これより令和 4 年 7 月大和市農業委員会第 7 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、13 番、上野岩雄委員、14 番、保田嘉一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

6 月 30 日、かながわ農業委員会女性協議会・第 11 回総会が横浜市で開催され、渡邊委員、小川委員が出席されました。

7 月 13 日、令和 4 年度県道丸子中山茅ヶ崎線道路整備推進協議会総会が書面で開催されまして、保田委員、岩崎委員が参加されました。

7 月 20 日、令和 4 年度第 2 回大和市都市計画審議会が開催され、柏木会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

本件についてご意見等、何かあればお願いします。

渡邊委員。

○渡邊委員 コロナ禍で書面開催が 2 年以上なされませんでした。6 月 30 日、かながわ農業委員会女性協議会が横浜にて開かれました。新役員 4 名の選出とこれからの活動についての案が出されました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私から、7 月 20 日に開催されました都市計画審議会の報告をいたします。

議題については 3 点ございまして、1 点目は、大和都市計画生産緑地地区の変

更（中間報告）がありました。変更の内訳ですけれども、数字で申しわけないのですが、廃止が11カ所、区域の拡大が2カ所、区域の縮小が3カ所で、約1.4ヘクタール減、変更後の面積は54.8ヘクタール、319カ所となります。

11カ所の廃止の理由としましては、主たる従事者の故障が4件、死亡による行為制限解除が6件、公共施設等の設置に伴うものが1件であります。10月の都市計画審議会に諮問が予定されております。

2点目としまして、大和都市計画防火地域及び準防火地域の変更（中間報告）がありました。主な内容は、準防火地域を第1種低層住居専用地域の全域、約705ヘクタールに拡大する検討がされている報告でございます。

3点目といたしましては、中央森林東側地区の市街化区域編入について、中間報告でございます。都市計画決定変更の概要等報告がありました。権利者、特に農業者に影響する地域ということで、本日、議案終了後、担当課より説明を予定しておりますので、詳細については省略いたします。

以上です。

よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長　それでは、本件については報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第3、報告第23号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第23号についてご説明いたします。議案書の1ページの2件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、本件は報告第27号と関連しております。

説明は以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

（発言者なし）

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第5、報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について及び日程第6、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第24号については議案書2ページの6件が、報告第25号については議案書3から4ページの7件が、報告第26号については議案書5ページの1件がございました。案内図は総会資料の4から8ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 1点、3ページの報告第25号の2番、ここは現在、自治会の自治会館かと思うのですけれども、この自治会館の場所を地権者が売却されるということで、その自治会館がどうになってしまうのか、もしわかれば。直接委員会とは関係ないと思うのですけれども。

○議長 事務局、よろしいですか。

○事務局 細かな場所までは把握していませんのですけれども、自治会館自体は駅のほうに移っていらっしゃる。高座渋谷駅の開発があったときに、そちらのほうに移設され、もともと土地を所有されていた方が、売却したという形で申請です。

○木村委員 わかりました。ちょっと心配だったので。

○議長 ほかに質疑、意見ございますか。木村委員。

○木村委員 あと一つ。5ページの26号、これは、貸し借りする人物が、これは親子

関係か何かですか。

○議長 事務局。

○事務局 親子関係でいらっしゃると伺っています。

○議長 ほかに質疑、意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第27号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第27号についてご説明いたします。議案書は6ページ、案内図は総会資料の9ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が令和3年8月20日に死亡したことにより、相続人である子3人が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから主たる従事者であると判断できます。現地は果樹及び露地野菜の畑として耕作されております。ついては、申出人と遠藤委員で、令和4年6月10日に現地確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 事務局の説明のとおり、6月10日に私と事務局で現地を確認しました。

現地は管理されておりました。また、申出人の父が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、報告第28号、非農地証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第28号についてご説明いたします。議案書7ページ、総会資料は10から11ページをごらんください。

非農地証明をした土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は、総会資料10ページの斜線で示した土地になります。面積は408㎡となります。登記地目は畑ですが、現地の課税は宅地となっており、自宅庭園や駐車場として使用されております。現地確認につきましては、6月29日に事務局、荒井委員、木村委員、岩崎委員及び申請人の代理人立ち会いのもと、状況を調査いたしました。農地の区分は高座渋谷駅の駅舎から500m以内の距離に位置していることから第2種農地と判断いたしました。

申請地の状況、現状は、位置、面積、形状などから見て農地の用に供することができないものであり、周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去10年以上違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地にかかわる運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員 6月29日に現地にて、私と木村委員、岩崎委員と事務局で申請人の代理人とお会いし、現地の確認をしました。事務局から説明があったとおりであり、今回の非農地証明についてはやむを得ないと考えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見等はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第9、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第9号についてご説明いたします。議案書は8ページ、資料は12、13ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料12ページの斜線で示しております。地目は山林で、現況は畑となっております。転用目的は貸露天駐車場です。昨年9月に農地転用許可を受け、今年4月より運営を開始した南側約20mの距離にある保育所を営む法人に貸し出し、路面は雨水浸透式アスファルト敷として、乗用車を職員用6台、送迎用4台の計10台を駐車する計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。被害防除につきましては、境界にはコンクリートブロック3段及び縁石を設置し、雨水は、浸透式のアスファルトにより浸透処理する計画となっております。

令和4年7月15日に、申請人代理人、古木委員と事務局とで現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

古木委員、お願いします。

○古木委員 7月15日に私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。今回の申請人及び代理人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明どおり、現地の境界、周辺への被害防除等、申請人から直接確認することができました。

今回、転用許可することはやむを得ないと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 1点だけ質問させていただきます。去年の総会に出されたときの資料の写真とかで、ここは既に畑ではなくて何らかの工事がされている感じなのですが、これは県の許可が下りる前でも問題ないのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 昨年9月の総会の資料で植木が生えていた写真を出させていただきましたけれども、あれから道路を拡幅しておりますので、その分でどうしても植木の部分を抜かざるを得ないような状況でございましたので、現況とはかなり違って見えるような写真だったと記憶しております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 では、植木の部分を抜いたところは何も変えていないという感じなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そうですね、植木の部分をまだ植えられていないような状態であったので、草刈りだけの維持管理をしていたような状態であるということで聞いております。

○田邊委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかに質疑、ご意見ございましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第9号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第10号についてご説明いたします。3筆ございますが、2筆の一部については新規、もう1筆は継続の案件です。議案書9ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から、令和4年6月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は2,036㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年8月1日から令和7年7月31日までの3年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在4,623㎡を経営しています。農業経営者1名、補助者2名の計3名で農業経営を行うこととなります。令和4年6月8日に渡邊委員と事務局で現地へ赴き、貸人、借人に聞き取りを行いました。

なお、新規部分については、貸人、借人双方の意向で、継続部分と同様に期間は3年間の設定となっております。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 6月8日に、現地に私と事務局職員で赴きました。借人と貸人と現地を確認いたしました。現地は露地野菜が栽培され、いずれも良好に肥培管理されて

おり、特に問題はないと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 77番の一部、76番の一部が今回利用権設定するということですが、この西側の白抜きの部分の一部の残地というのですか、その部分の利用はどうなっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今月末まで、同じ借人と貸人が利用権設定をして貸し借りをしていたエリアになるのですが、今回、借人がそちらは返したいという意向で、返す畑の部分になります。貸人としては、どなたか借りてくれる方を探していただきたいというご希望は承っているもので、現在調査中です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 77番-1の残地の部分ですが、ここに家屋のようなものが見られますが、これも含めて新しい方に、借りてくれる人がいないかと探しているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 その建物が建っている部分は、畑の状況ではなくて、農機具小屋がある状況ですので、今、斜線でお示しさせていただいている今回の貸し借りのエリアと、それから建物の間の狭いところが、今耕作が可能な畑のエリアになっています。この建物の北側の番地ですが、そこには栗林が今ありまして、貸人の方が管理していらっしゃいます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、この家屋は結局新規の方が利用するようになるのですか、共同で利用していくような形になるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 そこはまた、貸人のほうにどういうご意向でいらっしゃるのかというのは確

認しないといけないのですけれども、恐らくは、この小屋がある東側の細い部分、そこだけ貸すというご意向になろうかと思えます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 小屋のある東部分だけを貸すとなると、今ここの建物で使っているのが、77番の一部で利用する場合に、その土地を通って行かなくてはいけなくなりますね。

○議長 事務局。

○事務局 75番の筆の一部も合わせて貸し出すことによって、南側から進入する形で貸し借りをしたいというご意向です。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑、ご意見。木村委員。

○木村委員 この議案そのものは問題ないと思うのですが、ぜひ進めてもらいたいと思いますが、それで、この設定者と設定を受ける方、A、Bですね、これは両者とも私が知っている方ですけれども、その中でちょっと確認させてもらいたいの、Bの設定者の年齢ですが、これは間違いないですか。私が認識している年齢とちょっと違う。私が認識違いなのかもわからないけれども、年齢が私の知っている年齢とちょっと離れている、そんな感じがしているので。今回の趣旨とはちょっと離れているのですけれども、確認の意味でお聞かせいただきたい。間違いないのかどうか。

○議長 私もよく知ってまして、そのとおりでと思います。貸人ですね。貸人は70歳少し超えています。貸している方ですよ。

○木村委員 設定者。

○議長 たしか71、72歳。

○木村委員 ちょっと年齢がずれて。

○議長 事務局。

○事務局 システムで登録された生年月日から自動反映されているという認識でおりますが、いつが生年月日でいらっしゃるのかというところまで今把握できていないので、確認をさせていただければと思います。

○議長 確認します。

ほかに質疑、意見ございましたらお願いします。長谷川委員。

○長谷川委員　今の年齢のことですけれども、システムで反映されている、その辺の詳細な事情はわかりませんが、本会に出してくる資料で、年齢という極めて重大なものが間違っているというのは非常に問題だと思うのですけれども、今後どのような対応をとるとか、そういったものはございますか。

次からこうすれば間違いないでしょうと。例えば、申請の書類が上がってくると思うのですけれども、その書類に、そもそも年齢を記載する箇所がないのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　利用集積計画における申請書には年齢を書くスペースはございません。ただ、台帳から反映したこちらの議案書ですけれども、こちらのほうは住民基本台帳を反映させたものですので、それが間違っていない限りは、ここで出たものについては間違いはないはずなのですが、としか言いようがないですね。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　となると、その住民基本台帳のデータ、市の情報が基本的に間違っているという認識でよろしいですか。

○議長　事務局。

○事務局　そのあたりも、今回きちんとダブルチェックではないですけれども、最終的な年齢の確認を行っておりませんので、次回からは、住民基本台帳のものをそのまま転用しているものなのかということと、正確な年齢を記すような形できちんと資料を提出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　ここに出していただく資料もそうですけれども、そもそも市のデータとして、そのようなものが間違っているという状況になっているということ。ちょっとその辺、住民基本台帳というのは市の管理なのかわかりませんが、重大なデータミスのような気がするのですが。

○議長　事務局。

○事務局　資料を自動で出力する機能がついているのですが、何らかの不具合などがあった可能性も含めて調査させていただきたいと思っております。

○長谷川委員 わかりました。

○事務局 ただ、実際問題、ご指摘いただいたとおり年齢については重要なことだと思いますので、先ほど申し上げましたとおり、ダブルチェックの体制を含めるなど、こちらで表示されている内容についてはきちっと精査して、機械で自動で表示されるということではなくて、人間の目も必ず通すようにしたいと思えます。

○議長 長谷川委員よろしいですか。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

青木委員。

○青木委員 面積的に3人でやるにはかなり広い面積だと思うのですが、何をやるかという計画はどのような形になっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には、葉物ですとか露地野菜の計画でいらっしゃるということは伺っています。

○議長 青木委員、よろしいですか。

○青木委員 はい。

○議長 ほかに質疑、意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

議案第10号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第10号は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ありがとうございました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和4年7月大和市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会